

〔明治十八年八月〕

文部省伺徴兵令中疑義之事
右回議二供ス

参議

大木花押 山縣 川村 山田 大山 佐々木
伊藤 西郷 井上 松方 福岡

(注記1) 徴兵令之儀ニ付伺

(田中)

(注記2) 徴兵令第十八条第三項ニ官立大学校及之ニ準スル官立学校本科生徒」ト有之候処令第三十一条ニ(前略)第十八条第三項ノ生徒ニシテ二個年以上ノ課程ヲ卒リタル者ハ年齢満二十七歳マテ之ヲ第一予備徴員トス」ト有之候得ハ第十八条ニ抛リ処分セラ

ルヘキ生徒ハ当該学校二個年未滿ノ課程ヲ修ムル者ノ儀ニテ從テ徴兵事務条例第百三十四条中徴兵令第十八条第三項ニ当ル者トアルモ二個年未滿ノ課程ヲ修ムル者ニ限ル儀ト相心得可然哉
右至急相伺候也

(注記3) 明治十八年七月廿三日

文部卿伯爵 大木喬任

太政大臣公爵 三条實美殿

(朱書) 伺ノ趣徴兵事務条例第三十四条ニ掲タル通牒ハ生徒課程ノ長短ニ係ハラサル儀ト可心得事

明治十八年八月二十二日

(注記7) 明治十八年八月十五日

第二局 印

別紙文部省伺徴兵令ノ件参事院審査上申ノ通御指令相成可然哉
仰高裁候也

(朱書) 〔第四〇九号〕

別紙文部省伺徴兵令ノ件審査スル処左ノ如シ

按スルニ徴兵令第十八条第三項ニ於テハ其本科ニ入りタル生徒ハ総テ徴集ヲ猶予スルコトヲ示シ同第三十一条ニ於テハ其本科ニ在テ二個年以上ノ課程ヲ卒リタル者ハ総テ年齢満二十四歳迄之ヲ第一予備徴員ト為スコトヲ示シ又事務条例第百三十四条ニ於テハ徴集予備ノ事故ノ止ミタルトキ所属長ヨリ本人所管ノ府県庁ニ通牒スヘキコトヲ示シタルモノニシテ各其文意ヲ異ニシ条々相接続セサルモノナリ因テ伺面ニ云フカ如キ当該学校ニ於テ二個年未滿ノ課程ヲ修ムル者ニ限ル儀ニ無之故ニ令第十八条ニ依リ処分セラレタル生徒其事故止ミタルトキハ既ニ令第三十一条ニ該リタル者ト雖モ事務条例第百三十四条ノ手続キヲ為ス可キモノナリト認ム
右ニ由リ指令按左ノ通ニテ可然哉上申候也

(注記5) 明治十八年八月十五日

内閣書記官
内閣書記官長 (田中)

(公孫) (田中)

大臣 花押 (三様)

明治十八年八月十二日 参事院議長子爵 福岡孝弟 印

太政大臣公爵 三条實美殿

指令按

何ノ通徴兵事務条例第三百三十四條ニ掲タル通牒ハ生徒課程ノ長

短ニ係ハラサル儀ト可心得事

(朱書)

〔明治十八年八月二十二日〕

(稱取)

陸海軍両省へ通牒

(稱取)

(朱書)

参照

徴兵令中抄録

第十八条 左ニ掲クル者ハ其事故ノ存スル期間徴集ヲ猶予ス

第三項 官立大学校及ヒ之ニ準スル官立学校本科生徒

第三十一条 補充員ニシテ其期間限内徴集ノ命ナキ者及ヒ第

十八条第三項ノ生徒ニシテ個年以上ノ課程ヲ卒リタル者ハ

年齢満二十七歳迄ヲ第一予備徴員トス

徴兵事務条例中抄録

第三百三十四条 徴兵令第十八条第一項第二項第三項第四項第

十九条第二十条第五項ヲ除ク及ヒ第二十一条ニ当ル者其事故止ミ

タルトキハ学校長若クハ所属長ヨリ本人所管ノ府県庁ニ通

牒ス可シ

〔注記1〕

〔甲〕太政官第二局二九号 / 七月廿四日 / 第二局 / 参事院第七七号 / 七

月廿九日 / 军事部第一〇号 / 七月廿九日 / 山田

〔注記2〕

〔第二局 / 军事部 / 内務部〕

〔注記3〕

〔四十五〕 (簿冊内件名番号)

〔注記4〕

〔甲三六〕

〔注記5〕

〔文甲三三六号〕

〔注記6〕

〔濟 / 常〕

〔注記7〕

〔甲 / 太政官第二局二九号〕

〔注記8〕

〔常〕

〔明治十八年 公文録 文部
省 自七月至十二月〕
2A, 10, 33984